

令和9年4月採用

安曇野市職員採用試験 受験案内

上級(管理栄養士、社会福祉士)
中級(経験保育士、土木)
初級(行政、土木、障がい者対象)試験

安 曇 野 市

この試験は、安曇野市職員採用候補者を決定するために行うものです。

受験申込受付期間	令和8年8月 17 日(月)～8月 30 日(日) ●インターネット経由でお申し込みください。
第1次試験	令和8年9月 20 日(日)
お問い合わせ先	〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 安曇野市役所 総務部職員課職員担当 電話 0263-71-2405 内線 2316 Fax 0263-71-5155

1 試験の程度、募集職種、採用予定人員、受験資格

試験の程度	募集職種	採用予定人員	受験資格
上 級 (大学卒業程度)	管理栄養士	若干名	平成8年4月2日から平成 17 年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、管理栄養士の資格を有する人又は令和9年3月 31 日までに同資格を取得見込みの人(注)
	社会福祉士	若干名	平成8年4月2日から平成 17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、社会福祉士の資格を有する人又は令和9年3月 31 日までに同資格を取得見込みの人(注)
中 級 (短大卒業程度)	経験保育士	若干名	昭和 61 年4月2日以降に生まれ、保育士及び幼稚園教諭の資格を有し、保育園(無認可を除く。)、幼稚園(無認可を除く。)又は認定こども園において保育士又は幼稚園教諭の職務経験が3年以上(令和8年8月 17 日現在)ある人(注)
	土 木	若干名 ※初級と合わせた人数	平成 14 年4月2日から平成 19 年4月1日までに生まれ、短大卒業程度の学力を有する人で、土木の専門課程を卒業又は令和9年3月 31 日までに卒業見込みの人。ただし、 <u>4年制大学を卒業した人及び卒業見込みの人は受験できません。</u>
初 級 (高校卒業程度)	行 政	2名程度	平成 15 年4月2日から平成 21 年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、 <u>4年制大学を卒業した人及び卒業見込みの人は受験できません。</u>
	土 木	若干名 ※中級と合わせた人数	平成 15 年4月2日から平成 21 年4月1日までに生まれ、土木の専門課程を卒業又は令和9年3月 31 日までに卒業見込みの人。ただし、 <u>4年制大学を卒業した人及び卒業見込みの人は受験できません。また、短大・専門学校等を卒業した人及び卒業見込みの人は受験できません(高等専門学校の方は中級(土木)を受験してください。)</u> 。
初 級(障がい者を対象とする試験) (高校卒業程度)	行 政	若干名	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を全て満たす人 ○昭和 61 年4月2日から平成 21 年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人 ○事務職として職務の遂行が可能であること。 ○活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること。

- (1) 採用予定人員は、組織運営上の必要性や退職者数等により変更することがあります。
- (2) 応募者数が採用予定人員に満たない場合であっても、選考の結果、合格基準に達した人がいない場合は、採用者の決定を見送る(採用者なしとする)ことがあります。
- (3) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除く。)
- (4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
※改正法施行前の旧刑法に基づき、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人を含む。
 - イ 安曇野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(5) その他

- ア 受験申込できるのは1つの職種のみであり、後から変更することはできません。
- イ 本試験に申し込んだ人は、今後実施予定の試験を含め、同一年度内の安曇野市職員採用試験を重複して受験することはできません。
- ウ 学歴が専門課程の対象学科に該当するかどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

(注)

- ・資格(免許を含む。)及び職務経験年数などの受験資格は、令和8年8月17日現在において有している必要があります。
- ・職務経験とは、週の正規勤務時間が30時間以上の経験に限ります。
- ・産前産後休暇を除き、1か月を超える不就業期間は職務経験に含めません。
- ・複数の施設又は機関での勤務期間がある場合、職務経験は、該当職に1年以上連続して就業した期間のみを対象とし、1年未満の期間は算入しません。また、通算対象となった勤務期間は、1か月未満の端数を切り捨て、月単位で通算します。なお、同一期間に複数の職務に従事していた場合は、いずれか1つのみを算入します。
- ・最終合格者には、通算した職務経験が基準を満たすことを証明する在職証明書の提出を求めます。

2 試験の日時及び会場

選考段階	日 時	会 場
第1次試験	【安曇野市役所】 9月20日(日) 受付 午前8時10分～8時30分 着席 午前8時30分 開始 午前8時45分	安曇野市役所本庁舎(安曇野市豊科6000番地) ※JR大糸線「豊科駅」から徒歩10分程度。 試験会場の駐車場には限りがございますので、 できるだけ公共交通機関をご利用ください。
第2次試験	10月を予定しています。 詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。 中級(経験保育士)は、第2次試験までとなりますが、第2次試験は他職種の第3次試験と同時 期に実施する予定です。	
第3次試験	11月を予定しています。 詳細は、第2次試験合格通知書でお知らせします。	

※車いす利用者等で駐車場の確保が必要な方は、事前に職員課までご連絡ください。

3 受験申込手続

(1) 受験申込

受験申込は、インターネット経由で市ホームページから行ってください。市ホームページの採用情報ページから、受験を希望する採用試験の申込フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。採用情報ページへは、下記の項目を選択し、又は検索窓で「採用試験」とご入力いただくとアクセスできます。また、市ホームページを経由せず、下記の URL 又は二次元コードから受験申込手続をすることもできます。

市ホームページのトップページ → 上段左「くらし・行政情報」 →

中段左「くらし・行政情報」 → 中段「市政情報」 → 「財政・人事」 →

「職員採用情報」 → 「職員採用試験の実施(令和9年4月採用)」

【ながの電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/city-azumino-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76172



※受験申込には証明写真データの提出が必要です。上半身・無帽・無マスク・正面撮影のものをご準備ください。写真の大きさは、縦 4cm・横 3cm 程度（縦横比 4:3）の証明写真規格に準じたものをご用意願います。

(2) 受付期間

令和8年8月 17 日(月)午前8時 30 分から8月 30 日(日)午後 11 時 59 分まで

(3) 受験票

令和8年9月 20 日(日)の第1次試験で交付します。本人確認を実施しますので、**本人確認書類(学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの)**を持参してください。

(4) 面接カード

第1次試験合格者については、第2次試験までに「面接カード」の提出が必要です。提出方法等の詳細は、別途ご案内します。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

対象職種	試験内容	対象・出題数	試験時間	出題範囲等
全 職 種	教 養 試 験 ※公務員試験対策は 不要の試験	大学卒業程度 120 題	60 分	文章読解能力、数的能力、論理的思考 能力、人文・社会・自然に関する一般知 識、基礎英語
		短大・専門卒業程度 120 題		
		高校卒業程度 120 題		
	適 性 検 査 ※経験保育士(中級) 及び土木(中級及 び初級)は事前に web 受検	240 題	約 35 分	性格特徴や行動傾向等を把握する検査 ※合否を直接判定するものではなく、面接等 の資料とする検査
+				
上 級 (管理栄養士) (社会福祉士)	専 門 試 験	管理栄養士 30 題	1時間30分	社会生活と健康、人体の構造と機能、 食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、 給食の運営
		社会福祉士 30 題		社会福祉概論(社会保障を含む。)、社 会学概論、心理学概論
+				
中 級 (経験保育士)	実技試験① 注1	—	45 分	課題について、活動の内容と流れを作 成
	実技試験②		10 分	実技試験①に基づく模擬保育・個人面 接・簡単な実技(1人 10 分程度)
+				
中級・初級 (土木)	面 接 試 験	—	約 15 分～ 30 分	職務適性に係る事項についての面接
+				
初 級 (行政) (障がい者枠)	事務適性検査	120 題	約 50 分	事務職員としての適応性を正確さ、迅 速さ等の作業能力の面から見る検査

注1 中級(経験保育士)の「実技試験①」の課題内容は、受験申込受付締切日以降にお知らせします。

※全職種共通の適性検査は、合否を直接判定するものではありませんが、面接等における参考資料として活用します。

※受験の際は、鉛筆(HB3本以上)、消しゴム、鉛筆削り及び本人確認書類をご持参ください。

※軽食を持参する場合は、会場内で飲食することができますが、ゴミは各自で持ち帰ってください。

※試験の最終終了時刻は、午後1時頃を予定しています。

(2) 第2次試験(第1次試験合格者のみ対象)

対象職種	試験種別(予定)	評価内容(予定)
全職種	面接試験	職務適性に係る事項についての面接

詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。

中級(経験保育士)は、第2次試験までとなります。他区分の第3次試験と同時期に実施する予定です。

(3) 第3次試験(中級(経験保育士)以外の第2次試験合格者のみ対象)

対象職種	試験種別(予定)	評価内容(予定)
経験保育士を除く 全職種	面接試験	人柄、性向等についての面接

詳細は、第2次試験合格通知書でお知らせします。

5 採用

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、意向確認のための打合せ等の後に最終的な採用者が決定されます。なお、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。
- (2) 採用日は、原則として令和9年4月1日の予定ですが、既に資格等を有する人は、状況によりそれ以前に採用される場合があります。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年です。
- (4) 採用後、行政需要の変化又は人材育成の面から、試験区分と異なる業務に従事していただく場合があります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合又は受験資格が「卒業(資格取得)見込み」で合格後に卒業や、資格取得ができない場合には、合格等を取り消します。
- (6) 受験申込内容などに記載漏れや不実記載があった場合には、試験に合格したとしても合格を取り消すことがありますので、ご注意ください。
- (7) こども性暴力防止法(令和6年法律第69号)の施行に伴い、児童に接する業務に従事する可能性のある職に採用される場合には、特定性犯罪の前科の有無について犯罪事実確認を行います。特定性犯罪の前科がある場合は、同法に基づき当該業務に従事させることができないため、採用に至らない場合があります。

6 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

- (1) 「公権力の行使」に該当する職務と該当しない職務の代表例は、次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、水道経理、社会・学校教育、市道の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画の決定・立入り調査等

- (2) 「公の意思の形成へ参画」する職は、次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

7 勤務条件

(1) 給与

大学卒業後直ちに採用された場合の給料月額、大卒初任給 232,000 円、短大卒初任給 216,500 円、高卒初任給 200,300 円が目安となります。

ア 給料月額は現行のものです。採用時までに改定等があった場合は、改定後のものが適用になります。

イ 公務員その他の前歴がある人は、規定により前歴調整を行った額となります。

ウ その他、各種手当（通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等）がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間、休暇・休業

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の7時間45分、休日は土・日及び祝日です。年次休暇（年最大 20 日。採用月により、採用年の休暇付与日数は変わります。）、特別休暇（夏季、結婚等）、療養休暇、介護・育児休業等があります。

※上記以外の勤務条件については、条例等により定められています。

8 その他

(1) その他資格等

次のいずれかに該当する人の受験を歓迎します。受験申込時に明記をお願いします。

ア 職務遂行に役立つ資格を有する人又は取得が見込まれる人

該当の資格：言語聴覚士、精神保健福祉士、手話通訳者、学芸員、司書

イ 考古学等の専門課程を卒業した人、埋蔵文化財調査の経験を有する人

ウ 劇場・音楽堂運営の経験を有する人

(2) 求職者に対するハラスメント対策

本市では、採用選考におけるハラスメント防止を徹底しています。職員等による、応募者に対する不適切な質問、不利益な取扱い及び威圧的な言動は行いません。

(3) その他

採用後は、消防団、区、地区公民館等の地域活動については、市職員として積極的な協力が求められます。